

## こども・子育てに係る主な施策

平成30年度6月補正後

施策体系	保健医療・支援	保育・教育	雇用・就労環境	住 環 境
若 者 結 婚	<b>婚活支援</b> ▷きょうと婚活応援センターにおける婚活支援	<b>学習機会の提供</b> ▷学校（小中学校：講師 助産師、高校：講師 産婦人科医）と連携し、妊娠・出産に関する知識を学ぶことができる機会を提供 ▷大学生へのライフデザイン教育：仕事とともに結婚・子育てを考える教育 ▷大学生への仕事と子育ての両立体験事業：インターンシップ時に子育てを体験	<b>キャリア教育</b> ▷キャリア体験活動支援：高校生や大学低回生を対象とした企業見学、インターンシップ等 <b>若年雇用</b> ▷若年者の正規雇用拡大に向けた人材育成・就業支援の強化 ▷若年者等多様な人材獲得のための合同企業説明会（京都ジョブ博）や京都産業学セミナー等の開催 ▷人材確保・定着支援・奨学金返済負担軽減のため従業員に助成を行う企業への支援 ▷ハローワークや大学等と連携し、早期離職者の再就職に向けたカウンセリング等を実施	<b>住宅確保</b> ▷結婚応援住宅総合支援：新婚世帯の住居費・引越費用等を補助 ▷府営住宅等への入居枠の確保：婚姻1年未満かつ夫婦とも40歳未満の新婚世帯向け優先入居の実施
妊 娠 出 産	<b>不妊治療</b> ▷不妊治療や不育治療に要する費用を助成 ▷仕事と不妊治療の両立に向け、働きながら不妊治療を受けられる環境整備を促進 <b>妊娠から子育てまで一体支援</b> ▷子育て包括支援センターの設置・運営支援：市町村において母子保健と子育て支援を一体的に推進 ▷産前産後サポート事業：産婦健診・産後ケアの実施、産前産後ケア専門員、訪問支援員の活用 <b>周産期医療</b> ▷周産期医療体制の構築：総合（1箇所）及び地域（18箇所）センターを中心とした体制	<b>啓発</b> ▷両親教室・母親教室の実施 <b>保育環境</b> ▷保育所等の整備・運営助成 ▷保育の質の向上や安全対策等のための小規模整備等 ▷保育士の負担軽減を図るための業務のICT化支援 ▷病児・病後児保育等の整備支援 ▷経管栄養等の医療的行為が必要な幼児の保育の実施 <b>未入园児支援</b> ▷在家庭で育児中の家庭教育・保育を支援 <b>保育人材</b> ▷保育人材の確保・定着支援：マッチング支援、キャリアパス研修、修学資金貸付、保育団体等共同キャンペーン等（貸付期間4年の貸付事業創設）	<b>女性活躍</b> ▷女性活躍支援拠点京都ウィメンズベース： ・企業、社員に対する意識改革研修、人材育成研修の実施 ・一般事業主行動計画の策定促進 ▷マザーズジョブカフェ： ・子育て中の女性等に対する就業支援及び保育情報の提供	<b>子どもの住環境</b> ▷子育てにやさしい住宅・住環境ガイドラインの作成：子育て・子育てに適した住宅・住環境の配慮すべき点をまとめ <b>住宅確保等</b> ▷子育て応援総合融資事業：子育てに係る費用（住宅リフォーム・教育費等）を低利で融資 ▷不動産取得税の軽減：こども3人以上の多子世帯対象 ▷子育て応援住宅総合支援：多子世帯、三世帯同居・近居世帯のリフォーム代等を補助 ▷子育て応援住宅（府営住宅）の整備及び優先入居の実施
子 育 て	<b>妊娠から子育てまで一体支援</b> ▷子育て包括支援センターの設置・運営支援：市町村において母子保健と子育て支援を一体的に推進（再掲） <b>ダブルケア</b> ▷ケアマネージャー研修事業の中で子育てに配慮した介護プランの策定を支援 ▷相談窓口・支援体制の強化、コミュニティづくりを推進するとともに、企業への出張セミナー等を実施 <b>医療費助成</b> ▶子育て支援医療費助成： 入院（中学生まで）1医療機関200円/月 通院（3歳未満）1医療機関200円/月 （中学生まで）3,000円/月	<b>保育料等</b> ▷第3子以降保育料無償化：幼稚園・保育所等 対象（所得制限：保育所640万円、幼稚園680万円未満）（国事業に府上乗せ） ▷私立高等学校あんしん修学支援事業：授業料等の負担を軽減（国事業に府上乗せ） <b>教育環境</b> ▷小・中学生に対する少人数教育の推進 ▷京都グローバル人づくり事業：高校生の海外留学支援等 ▷kyo発見仕事・文化体験活動推進事業：小学生等を対象に様々な分野の企業等が学校で体験教室を実施 ▷府立高校生夢チャレンジ留学支援：低所得者向け留学支援制度 <b>生活・学習支援</b> ▷様々な課題を抱える子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るため、地域の実情の応じた「きょうとこどもの城」の開設や運営を支援 <b>防犯・非行防止</b> ▷地域を守る子ども見守り隊の活動支援 ▷非行や犯罪被害の未然防止等のためスクールサポーターを配置 ▷「地域のセーフティコンシェルジュ」交番相談員を設置	<b>多様な働き方</b> ▷希望に応じた働き方で働きたい方と人手不足企業をマッチングする新たな仕組みづくり <b>WLB</b> ▷「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証制度を通じた働きやすい職場環境づくり <b>両立支援</b> ▷働きながら不妊治療を受けられる環境整備を促進（再掲） ▷相談窓口・支援体制の強化、コミュニティづくりを推進するとともに、企業への出張セミナー等を実施（再掲） <b>交通事故防止</b> ▷子どもを交通事故から守るための安全な通学路・生活道路環境の整備 ▷交通安全教育の充実等、交通安全対策の推進	<b>新共生住宅</b> ▷コレクティブハウスのモデル化検討：居住者同士が家事・育児を相互にサポートする新しい住まい方の普及やモデル物件の検討

## 子育て支援医療助成制度あり方検討会議（第2回）における主な意見

## ◆拡充内容の検討にあたって

- ・子育て支援医療助成制度は、子育て支援施策の中の一つであり、制度拡充についても、他の支援策の動向を確認しつつ、議論してはどうか。
- ・「対象年齢を高校卒業まで拡大」「自己負担額だけを引き下げ」「対象年齢の拡大かつ自己負担額の引き下げ」が考えられるが、対象年齢拡大と自己負担額引き下げの両方は、自治体の負担が大きいのではないか。
- ・市町村として財源確保が非常に難しいことから、助成額が増加傾向にある中、持続可能な制度となるよう検討いただきたい。

## ◆所得制限について

- ・余裕のある家庭は、子どもの入院やけがに対して保険をかけており、負担がさらに低くなることもある。余裕のない家庭も含め、子どもの健全な育ちを保障することが大切であり、他の対策も必要。この制度の趣旨である親の所得によって、子どもの受診に差がないようにという考え方は維持していただきたい。
- ・将来を担う子どもたちの医療の支援をし、社会全体で子どもたちを守っていく趣旨から、所得制限はすべきではない。

## ◆対象年齢及び通院の自己負担額等について

- ・府内市町村において、中学卒業まで1医療機関月200円が多い状況になっているので、統一された制度となればよい。
- ・既に、実施しているところを拡大していただけるとありがたい。その財源によって、他の支援策も検討できる。
- ・償還払いの方法を維持し、自己負担額を引き下げた場合、助成申請の増加が見込まれ、事務量の増大が懸念されるので、現物給付できる負担額にしてはどうか。
- ・現物給付は、医療機関の事務量が增大する。また、他の公費助成との調整に課題があるところ。
- ・今後の検討になると思うが、現在3歳未満については1医療機関月200円の中に調剤費（薬代）も含んでいる。自己負担額を軽減していくのであれば、調剤費の負担について検討する必要があるのではないか。
- ・現在、保険適用された高額なワクチンがある。自己負担額を軽減（月200円）すれば接種希望者が増え、財政負担が大きくなるのではないか。

## ◆その他

- ・市町村は、国民健康保険も運営しているが、子育て支援医療助成制度に積極的に取り組めば取り組むほど、ペナルティとして国の負担金が減額されるので、府が行う国保の標準保険料率算定の際には、格段の配慮をいただきたい。
- ・本検討会議に参加している代表市町村以外の市町村にも意見を聞いてもらったほうがよいのではないか。

## 子育て支援医療助成制度のあり方に係る意見照会結果【概要】

## 1 見直し案について

見直し案	市町村数
① 通院における3歳以上の一部負担額を軽減	13
② 対象年齢を拡大（高校卒業まで）	2
③ ①または②のどちらか実施	3
④ ①②両方とも実施	5
⑤ その他	3

## ○見直し案を検討するにあたって

- ・限られた財源の中で、持続可能な制度となるよう制度設計を図られたい。
- ・まずは、制度の地域格差を是正すべき。
- ・将来的には、高校卒業まで1医療機関月200円となるよう検討いただきたい。

## 2 所得制限について

## ○所得制限は設けない。

- ・親の経済状況が子どもの受診に影響しないよう配慮することが大切である。
- ・府が所得制限を導入したとしても、市町村が独自に拡充している中、有効に機能しないのではないか。
- ・予算的に持続可能かどうか十分に判断されたい。

## 3 適切な受診のあり方について

## ○適切な受診行動についての普及・啓発

- ・必要な時に必要な医療を受けられることが大切。
- ・医師会や子育て支援団体等の協力を得ながら、受診のあり方について、かかりつけ医の普及や保護者への周知・啓発を行うことが必要
- ・子どもによくある症状・対処法等も記載した医療のかかり方の冊子等を作成し配布してはどうか。
- ・小児科医の確保が厳しい中、保護者が子の受診について判断しやすくなるような支援も検討が必要

## ○小児救急電話相談事業の推進

- ・小児救急電話相談を子育て世帯に広く周知することが必要
- ・小児救急電話相談事業の受付時間を延ばすことができれば、更なる適正受診が促せる。

#### ○健康づくり等、疾病予防対策の推進

- ・ 予防接種等の衛生施策の徹底、食育の推進等、地道な活動が必要
- ・ 予防対策についても検討が必要

#### ○関係機関等との連携

- ・ 他の公費負担医療助成制度や日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度など、他制度との調整について、十分な説明・啓発が必要
- ・ 学校・保育所担当部署等との連携の中で保護者への啓発等に取り組むことが必要

### 4 子育て支援施策の総合的な拡充について

#### ○財源の確保

- ・ 市町村の裁量により自由に活用できる財源を確保することが課題
- ・ 府医療費助成制度の拡充により、新たな財源が確保できれば、より積極的な事業展開が可能
- ・ 府の補助事業の後押しをいただきながら、京都府全体で子育て支援政策が充実することは、住民サービスの更なる向上に大きく寄与すると期待
- ・ 市町村が既に行っている部分について財政支援していただき、その部分の財源を市町村が地域の状況に応じて施策を進めていくのがよい。
- ・ 現行実施している医療費助成制度を拡大していただければ、それを財源に他の支援施策を検討
- ・ 今回の拡充によってターゲットの幅を拡げることが可能

#### ○支援施策の総合的な推進

- ・ 発達に課題のある子どもの支援や母子保健の拡充、虐待や貧困家庭への支援策を推進することが重要
- ・ 医療費以外の経済的支援、妊産婦支援、保育所の待機児童の解消、児童の教育環境の充実等の施策とバランスを図りながら、総合的に子育て支援施策を充実させていくべき。
- ・ 保育施策や妊娠期からの切れ目のない支援施策などの様々な取組の充実と併せた総合的な対策が必要

## 子育て支援医療助成制度の拡充の方向性について（とりまとめ案）

〔平成30年12月27日開催  
子育て支援医療助成制度あり方検討会議〕

## ◆ 基本的な視点

- 府、市町村とも財政状況が厳しい中、持続可能な制度であることが大切
- 本制度の拡充にとどめず、他施策の充実も図り、子育て環境を充実させることが必要
- 市町村による、地域の実情に応じた独自施策の充実に繋がるよう、府は医療費助成制度の基礎部分の拡充を図り、財政支援を強化すること

## ◆ 拡充部分

## 通院の自己負担額（3歳～15歳）3,000円／月をさらに軽減

※自己負担額の上限、拡充時期については、財源の確保と併せ、今後、府と実施主体である市町村と協議の上、速やかに決定するとともに、連携を強化し、他施策の充実に繋げること。

## ◆ 留意点

## 制度拡充にあたっては、次の事項に留意し実施すること

- 小児救急患者の適切な受診につながる取組の充実
  - ・小児救急電話相談事業（#8000）の利用促進
  - ・保護者への情報提供・啓発 等
- 子どもの健康づくり等、疾病予防対策にも力を入れていくことが必要

## 〈今後のスケジュール〉

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 来年 1月 | 市町村との調整                        |
| 2月    | 来年度当初予算案計上                     |
| 4月以降  | 府民への周知<br>関係機関との調整<br>システム改修 等 |
| 9月目途  | 新制度施行                          |